

「ひなたの芽吹き」ビジネスシーズ発掘支援業務委託に係る質問に対する回答

NO.	質 問	回 答
1	提案主体は弊社で、パートナーとの役割分担をして、その部分に関しては再委託を想定しているが、何か再委託に関しての条件や提出方法に決まりはありますか。	<ul style="list-style-type: none">・再委託する計画であれば、提案書の該当箇所にその旨記載し、また、見積書にも委託事業費として計上してください。その際、委託業務を一括して再委託することのないようご注意ください。・再委託を行う場合、事業執行に当たっては、事前に県の承認を受ける必要があります。